

議案第2019号

特殊建築物の敷地の位置について

(双葉町)

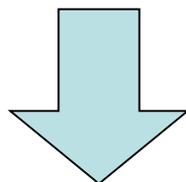
建築基準法第51条 (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

用途地域等の条件により、今回は該当しない。

「その他政令で定める処理施設」とは、廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を指す。



(今回の申請建築物)

廃棄物処理法施行令第7条第8の2号に規定する産業廃棄物処理施設

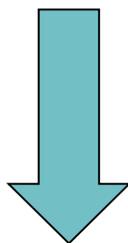
木くず(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類(コンクリートやアスファルト等)の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が**5トン**を超えるもの

特定行政庁とは

特定行政庁とは、建築基準法に基づき建築行政を執行する機関(建築主事が置かれている自治体の長)を指す。

○特定行政庁

県、福島市、郡山市、いわき市

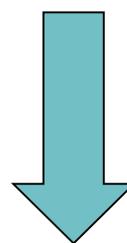


これらの県、市が、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可する。

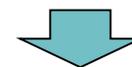
○限定特定行政庁

(権限の一部が限定されている)

会津若松市、須賀川市



その他の市町村



県が特定行政庁となり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可する。

産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

○産業廃棄物処理施設の設置許可

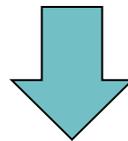
- 施設の技術基準
- 周辺地域への環境影響
- 事業者の技能、経理的基礎 など

建築基準法 (第51条)

○都市計画における敷地の位置の決定又は**ただし書きによる敷地の位置に関する許可**

許可の基本方針(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合



産業廃棄物処理施設の設置

建築基準法第51条ただし書きによる許可の基本方針

《 4つの視点からの都市計画上の支障の有無 》

基本方針	具体的な要件
1 都市計画マスタープランとの整合	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域には、原則として設けないこと ・原則として住居系用途地域を避け、工業系用途地域とすること ・地区計画等に整合していること
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること

【設置を予定している会社の概要】

- 商号 双葉住コン株式会社
- 代表者 代表取締役 木下 弘行
- 所在地 双葉町大字長塚字町48番地
- 主な事業 生コンクリート製造販売、アスファルト合材製造販売、セメント販売
- 震災前の工場の所在地
双葉町大字細谷字陳場沢228-11（帰還困難区域）

【設置を予定している産業廃棄物処理施設の概要】

- 施設名 双葉中央アスコン
- 所在地 双葉町大字中野字塚ノ前6 他
- 敷地面積 14,340.10m²（所有：双葉町 ※企業立地に関する協定書を締結）
- 延べ面積 591.01m²（敷地内合計 1,543.04m²）
- 処理の概要 処理する産業廃棄物の種類 がれき類（コンクリート殻、アスファルト殻）
破砕処理施設（処理能力 800t／日）
施設の稼働時間 AM8：00～PM5：00（実働8時間）

位置図

双葉町大字中野字塚ノ前6 他
用途地域の指定なし



面積約49.6ha

福島県復興祈念公園

復興シンボル軸

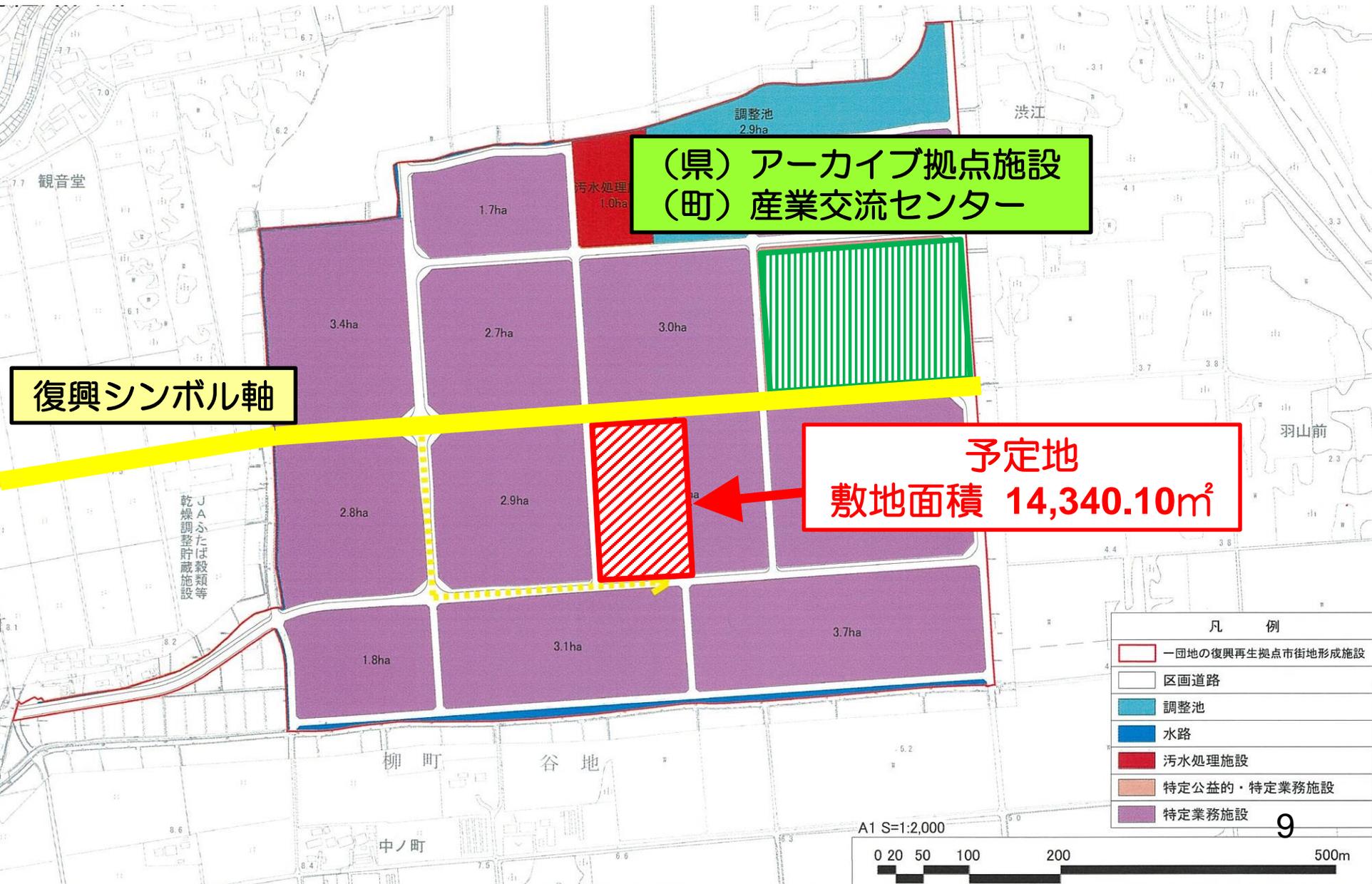
予定地

中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設

国道6号線

元の工場（帰還困難区域）

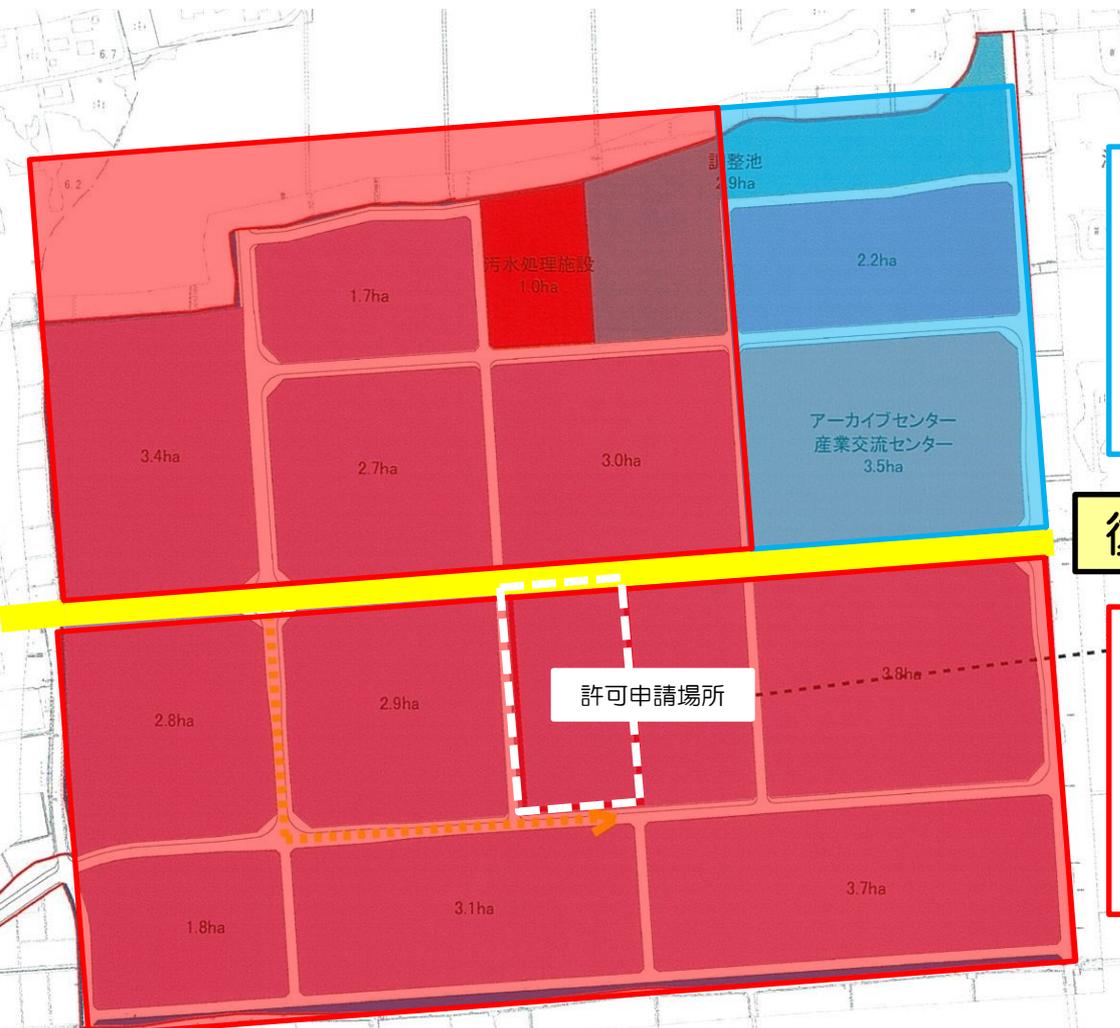
中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設



中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設について

町内全域が避難指示区域となった双葉町において、地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成することを目的に都市計画決定された区域

双葉町復興まちづくり計画において定めた新産業創出ゾーン、被災伝承・復興祈念ゾーンが含まれる



被災伝承・復興祈念ゾーン
震災の記録を残し、発信する
整備施設
復興祈念公園（国整備）
アーカイブ拠点施設（県整備）

復興シンボル軸

新産業創出ゾーン
事業再開や企業誘致のための産業用地
町復興の先駆けとなる働く拠点を整備する

中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備状況

中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設は大きく3つの区域に分けて整備を進めている。

第1期区域

第2期区域

第3期区域



第1期区域には
主要な道路やアーカイブ拠点施設の
区域も含まれている。
申請建築物の建築場所もここに含ま
れる。

許可申請場所

配置図



許可申請建築物 (廃棄物処理施設)

- ① 破砕プラント建屋
- ② 骨材ストックヤード

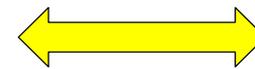
申請以外の建築物 (アスファルト合材プラント)

- ③ 骨材ストックヤード
- ④ 事務所兼試験室
- ⑤ 塗布場

凡例



場内搬出入路



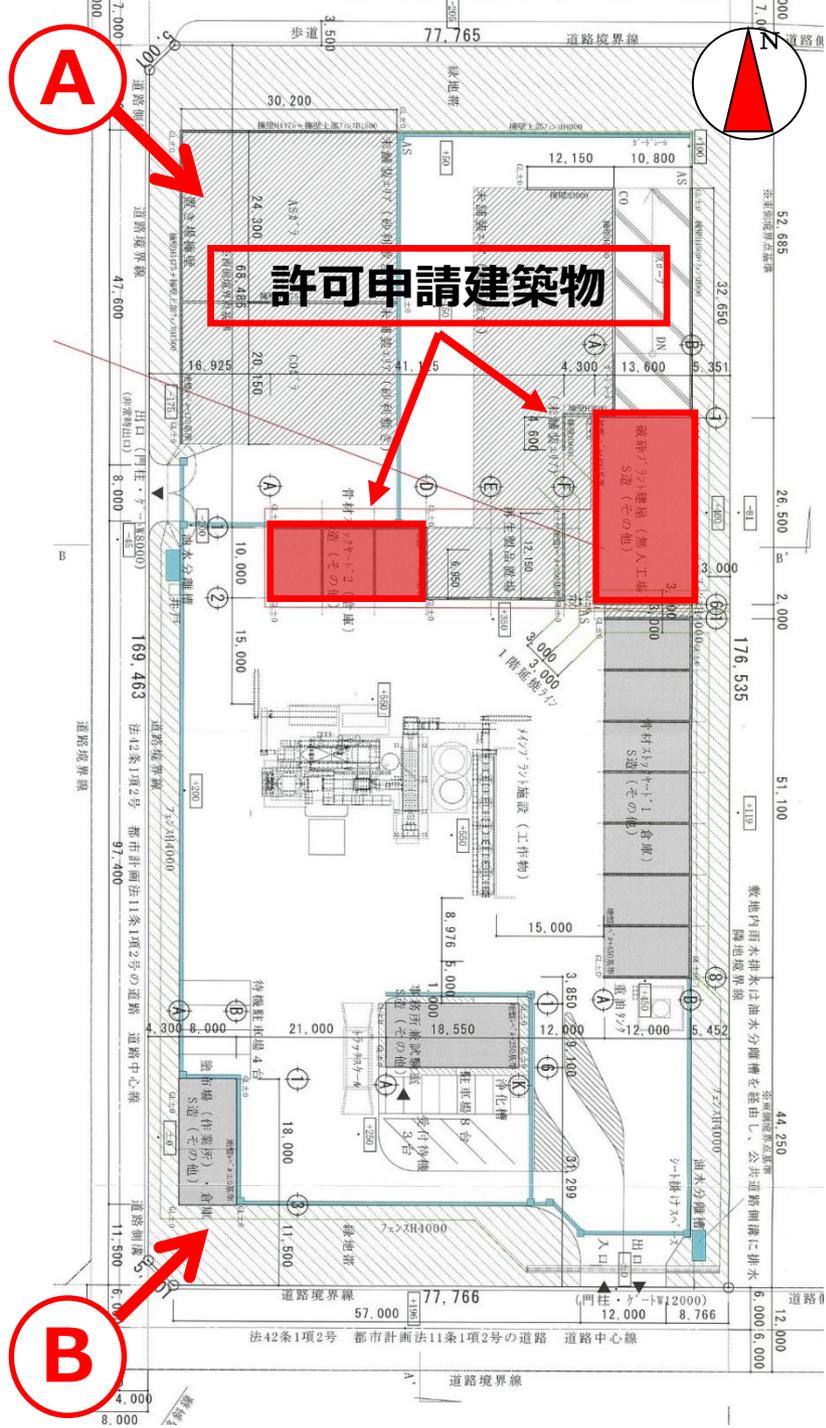
工場棟出入口



敷地境界線

敷地出入口

現在の状況



許可対象施設と廃棄物の流れ

A 廃棄物を受け入れ

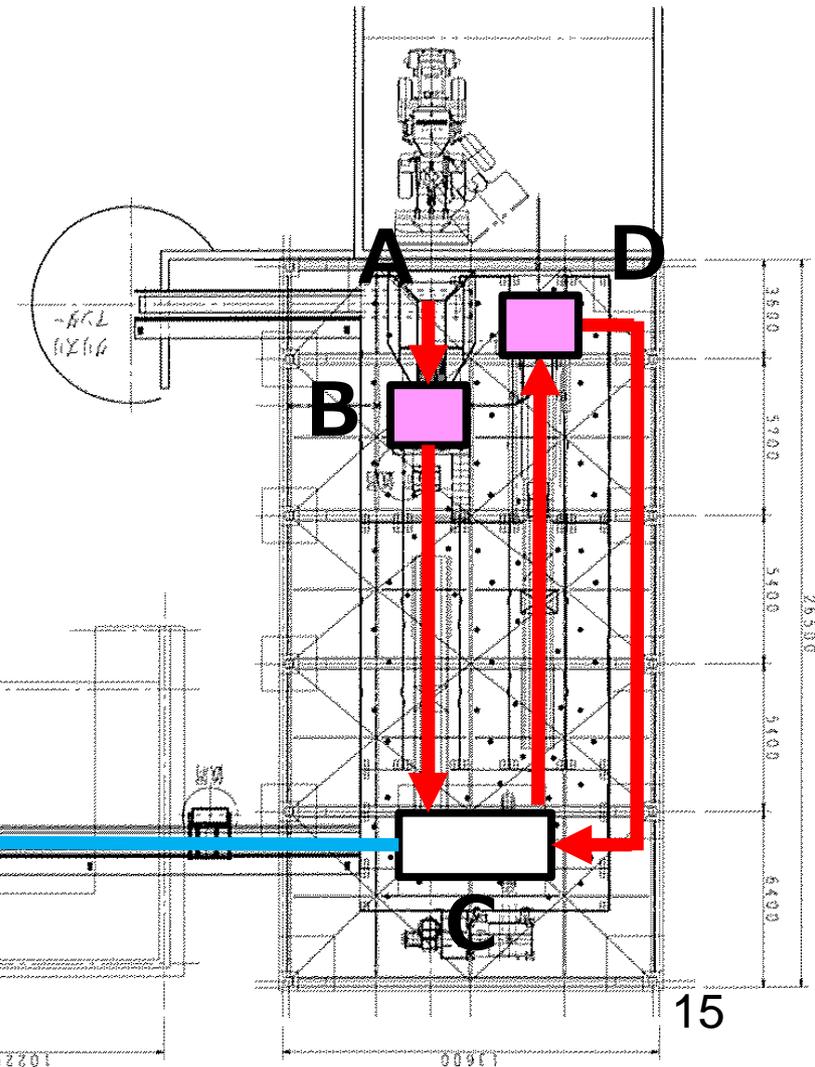
B 廃棄物をジョークラッシャで破碎

C 破碎したものをスクリーンによりふるい分け選別

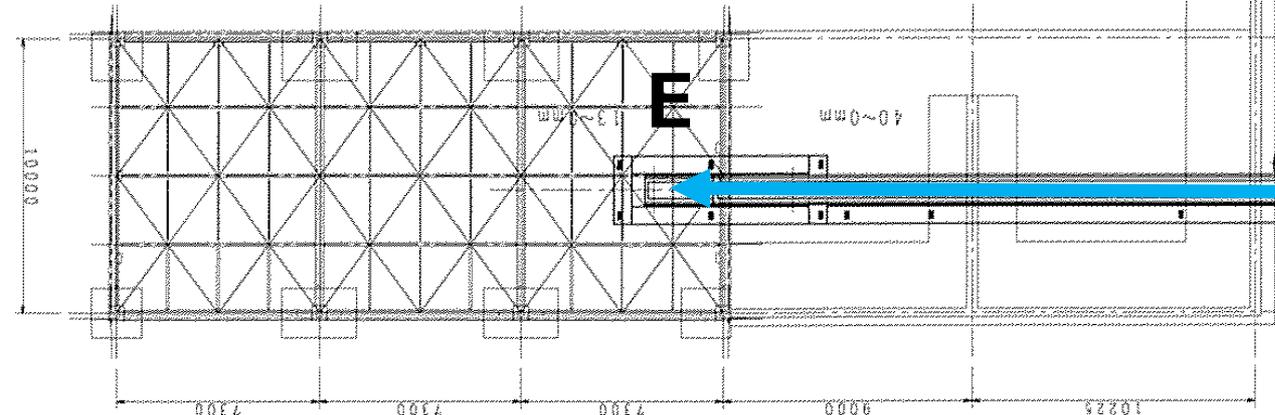
D インパクトクラッシャにて40mm以上のものを再度粉碎

E 製品として保管

① 破碎プラント建屋



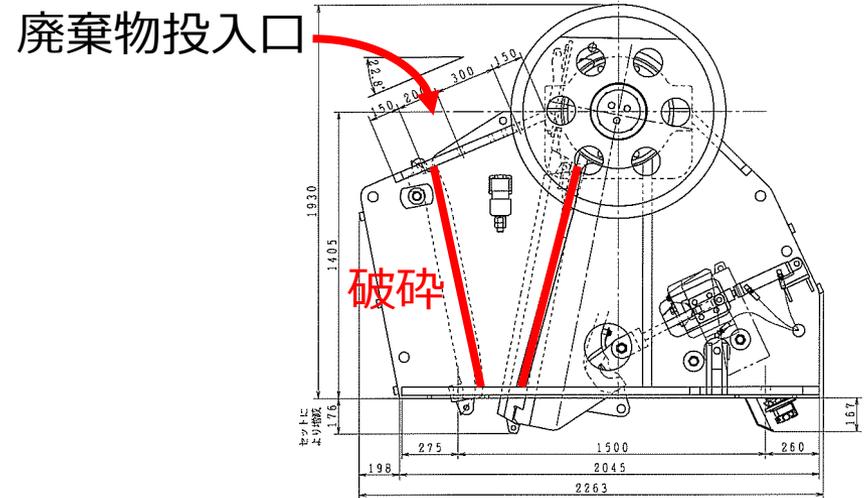
② 骨材ストックヤード



破碎機器の概要

① ジョークラッシャ

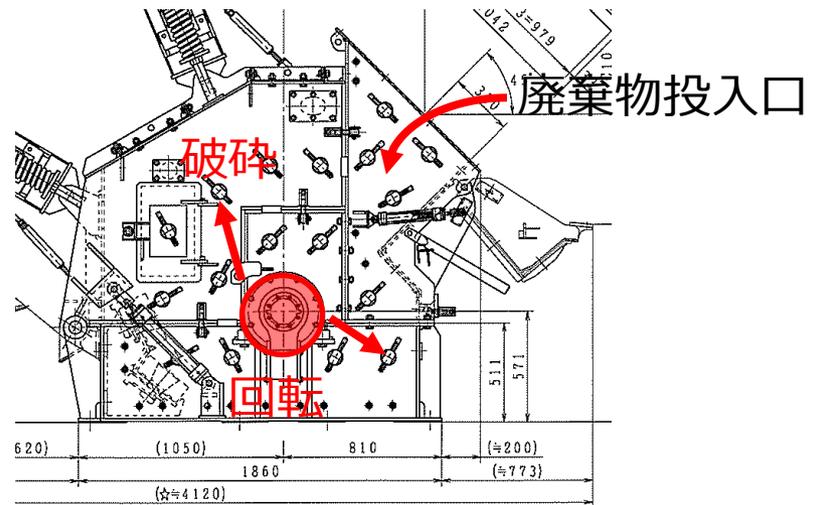
2枚の破碎板で廃棄物をはさみ、あごでかみ砕くように破碎する。



② インパクトクラッシャ

①で破碎された40mm以上の廃棄物を破碎

回転する軸で廃棄物をはじき飛ばし、反ばつ板にぶつけた衝撃で破碎する。



建築基準法第5 1条ただし書きによる許可の基本方針

《 4つの視点からの都市計画上の支障の有無 》

基本方針	支障の有無
1 都市計画マスタープランとの整合	<ul style="list-style-type: none"> ・農地として位置付けられているが、震災以降に復興再生拠点市街地形成施設として都市計画決定しており、将来的には双葉町都市計画マスタープランを変更する見通しのため、支障なし
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分：非設定のため、支障なし ・用途地域：指定なしのため、支障なし ・地区計画：なしのため、支障なし
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設に位置し、その内、新産業創出ゾーンに位置付けられる場所のため、支障なし
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地に市街地開発事業は計画されていないため、支障なし